

堺市消防手数料条例の一部を改正する条例

堺市消防手数料条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

別表第3の1の項中

「

処理容積が10 0立方メートル 以上200立方 メートル未満の 設備	1件 31,000円
--	------------

を

」

「

処理容積が10 0立方メートル 以上200立方 メートル未満の 設備	1件 31,000円
高压法第5条第1項第1号に該当 する者であって移動式製造設備の みを使用して高压ガスの製造をす るもの（当該移動式製造設備につ いて液化石油ガスの保安の確保及	1件 6,000円

に、

び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者に限る。）

「 高压法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの

を

「 高压法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの

（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者を除く。）

に

改め、同表の5の項中「（昭和42年法律第149号）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。